

浜松市契約公報

発行所 〒430-8652
浜松市中央区元城町103-2
浜松市役所
(財務部調達課)
電話 053-457-2173

目次

○ 入札公告 (1件)

浜松市調達公告第128号

令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(機械設備工事)・・・・・・・・・・1

公 告

浜松市調達公告第128号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を下記のとおり執行する。なお、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和8年10月20日

浜松市長 中野 祐介

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(機械設備工事)
(課名・入札番号) 創造都市・文化振興課 第2026015969号
- (2) 工事場所 浜松市中央区板屋町 地内
- (3) 工事概要 管工事(別紙設計書のとおり)
- (4) 工 期 本契約日の翌日から令和11年6月29日まで
- (5) 本工事は設計書の参考数量適用工事である。

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市財務部調達課 電話 053-457-2176
Eメールアドレス tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- (2) 契約担当課 (1)に同じ

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 共同企業体は2者で構成し、各構成員の出資比率は30パーセント以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。代表構成員はア、イ及びエからコの要件を満たしており、その他の構成員はア及びウからコの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号。以下「告示」という。)の規定により、令和7・8年度の管工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、管工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が1,000点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年11月10日(火)までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。

ウ 告示の規定により、令和7・8年度の管工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、管工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が850点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年11月10日(火)までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

オ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。))又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。))でないこと。

ク 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。))でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

ケ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

コ 共同企業体の構成員は、2以上の共同企業体の構成員になることができない。

- (2) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

4 一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を